

# コロナの影響で 売上げが減少している 皆様へ

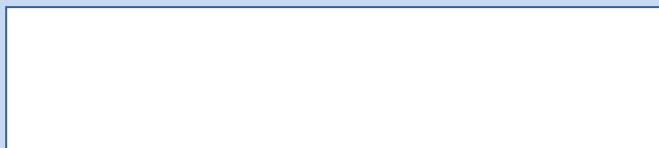
## 事業復活支援金のご案内

### 事業復活支援金

- ✓ 法人は上限最大250万円を給付
- ✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

の御案内です

詳しくは裏面および  
制度概要資料をご覧ください。



\* 対象者：新型コロナの影響で、  
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、  
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の  
売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した  
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

\* 給付額：

➤ 上限額

| 売上高減少率      | 個人<br>事業者 | 法人              |                    |                |
|-------------|-----------|-----------------|--------------------|----------------|
|             |           | 年間売上高※<br>1億円以下 | 年間売上高※<br>1億円超～5億円 | 年間売上高※<br>5億円超 |
| ▲50%以上      | 50万円      | 100万円           | 150万円              | 250万円          |
| ▲30%以上50%未満 | 30万円      | 60万円            | 90万円               | 150万円          |

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

➤ 算出式：

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\ast 1}\text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\ast 2}\text{の売上高}) \times 5$$

※1 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間  
（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月  
（基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること）

\* 申請方法：登録確認機関<sup>※1</sup>による事前確認の後、  
申請用のWEBページ<sup>※2</sup>から申請いただけます。

※1 1月24日の週から事務局HPにて連絡先等を公表予定

※2 通常申請の受付開始時（1月31日の週に開始予定）に、事務局HPにて開設予定

➤ 必要書類：確定申告書、通帳（振込先が確認できるページ）、  
履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）、宣誓・同意書  
対象月の売上台帳等 ほか

注：申請される方の状況（一時・月次支援金の受給や登録確認機関との  
継続支援関係<sup>※</sup>有無、その他特例を用いる場合など）により必要書類  
は異なります。詳しくは制度概要資料をご確認ください。

※ 具体的には、特別の法律により設置された機関の会員・組合員や、法律に基づく土業の顧問先、  
金融機関の事業性融資先、登録確認機関の反復継続した支援先など。  
（詳しくは制度概要資料をご確認ください。）

\* 開始時期：1月24日の週

制度詳細（申請要領、給付規程等）を公表予定

事前確認の受付開始予定

1月31日の週

通常申請の受付開始予定

（特例申請については、2月中旬に受付開始の見通し）

事業復活支援金事務局HP：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

お問い合わせ先

事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】 TEL：0120-789-140（IP電話から※：03-6834-7593 ※通話料がかかります）

【登録確認機関専用】 TEL：0120-886-140（IP電話から※：03-4335-7475 ※通話料がかかります）

いずれの相談窓口も受付時間は8時30分～19時00分（土日、祝日を含む全日対応）